

実験・実習教育の充実と「実習助手」制度改革を求める署名

2010年4月、公立高校授業料実質無償化や、私立高校等への就学支援金制度などが実施されました。しかし、授業料以外の学校納付金の負担は重く、計算機や製図道具といった教材が買えないまま授業を受ける生徒や、近くの高校が無くなったため通学費に年間68万円（日高教調べ）もかかるという例も報告されています。このように、経済的な負担が重くのしかかり、高校を続けられない事態が起きることが懸念されます。これでは、「平等な教育」「教育の機会均等」や憲法26条にある「教育を受ける権利」を保障しているとは言えません。授業料だけでなく、教育予算を大幅に増額して学校納付金も無償化することが求められています。社会の未来を担う高校生が、お金の心配をせず、安心して学校に通うことが出来る環境を整えなければなりません。

学校における教育費も十分ではありません。器具の不足や施設の老朽化に困窮し、実験・実習教育の後退が危惧されます。実験・実習教育は、科学的な世界観・物質観や技術・技能を学ぶために必要な教育です。生徒にも教職員にも安全でゆたかな実験・実習教育を保障することが必要です。

私たち「実習助手」は教諭と協力して実験・実習の指導に当たっています。しかし、現行制度において様々な制約が課され、学校現場での教育活動に大きな困難が伴っています。文部科学省は「実習助手は必要な職種」と回答していますが、そう認識するならば現行制度の矛盾を改善するべきです。

以上の観点に立ち、下記事項の実現を要求します。

記

一、予算・設備について

教育予算を大幅に増額し授業料以外の学校納付金を無償にすること。

実験・実習予算を大幅に増額すること。

実験・実習のための施設・設備を整備すること。

一、定数配置について

実験・実習教育の充実のため、高等学校設置基準の「実習助手……を必要に応じて置くものとする」規定を「置かなければならない」に戻すこと。

実験・実習が少人数（1グループ数名）でおこなえるように、教員を複数配置すること。

一、現行の「実習助手」制度の改善について

「実習助手」の職名及び「教諭の職務を助ける」という規定を実態に即して改善すること。

単位認定講習を全教科開催し、「実習助手」の教員免許取得を保障すること。また、「実習助手」の教諭任用を促進するよう各都道府県教委を指導すること。

一、「実習助手」制度改革について

「実習助手」制度を廃止し、教諭に一元化すること。そのため、学校教育法、教職員定数法など関連諸法規の改正をおこなうこと。

氏 名	住 所

2011年2月 日

文部科学大臣 様

実験・実習教育の充実と「実習助手」制度改革を求める署名

2010年4月、公立高校授業料実質無償化や、私立高校等への就学支援金制度などが実施されました。しかし、授業料以外の学校納付金の負担は重く、計算機や製図道具といった教材が買えないまま授業を受ける生徒や、近くの高校が無くなったため通学費に年間68万円（日高教調べ）もかかるという例も報告されています。このように、経済的な負担が重くのしかかり、高校を続けられない事態が起きることが懸念されます。これでは、「平等な教育」「教育の機会均等」や憲法26条にある「教育を受ける権利」を保障しているとは言えません。授業料だけでなく、教育予算を大幅に増額して学校納付金も無償化することが求められています。社会の未来を担う高校生が、お金の心配をせず、安心して学校に通うことが出来る環境を整えなければなりません。

学校における教育費も十分ではありません。器具の不足や施設の老朽化に困窮し、実験・実習教育の後退が危惧されます。実験・実習教育は、科学的な世界観・物質観や技術・技能を学ぶために必要な教育です。生徒にも教職員にも安全でゆたかな実験・実習教育を保障することが必要です。

私たち「実習助手」は教諭と協力して実験・実習の指導に当たっています。しかし、現行制度において様々な制約が課され、学校現場での教育活動に大きな困難が伴っています。文部科学省は「実習助手は必要な職種」と回答していますが、そう認識するならば現行制度の矛盾を改善するべきです。

以上の観点に立ち、下記事項の実現を要求します。

記

一、予算・設備について

教育予算を大幅に増額し授業料以外の学校納付金を無償にすること。

実験・実習予算を大幅に増額すること。

実験・実習のための施設・設備を整備すること。

一、定数配置について

実験・実習教育の充実のため、高等学校設置基準の「実習助手……を必要に応じて置くものとする」規定を「置かなければならない」に戻すこと。

実験・実習が少人数（1グループ数名）でおこなえるように、教員を複数配置すること。

一、現行の「実習助手」制度の改善について

「実習助手」の職名及び「教諭の職務を助ける」という規定を実態に即して改善すること。

単位認定講習を全教科開催し、「実習助手」の教員免許取得を保障すること。また、「実習助手」の教諭任用を促進するよう各都道府県教委を指導すること。

一、「実習助手」制度改革について

「実習助手」制度を廃止し、教諭に一元化すること。そのため、学校教育法、教職員定数法など関連諸法規の改正をおこなうこと。

住所

団体名

代表者氏名

印